

**(総 則)**

- 第1条 供給者（以下「乙」という。）は、別紙仕様書、図面等（以下「仕様書等」という。）に基づき、表記の物品を、表記の契約金額をもって、表記の納入期限内に、表記の納入場所に納入しなければならない。
- 2 乙は、物品を納入する場合において、仕様書等にその品質が明示されていないときは、中等以上の品質のものを納入しなければならない。
- 3 乙は、仕様書等に明示されていない事項であっても、物品を納入するうえにおいて当然必要なものは、発注者（以下「甲」という。）の指示に従い、乙の負担で行うものとする。

**(監 督)**

- 第2条 甲は、必要があるときは、甲の職員をして立ち会い、指示その他の方法により、乙の履行状況を監督させることができる。

**(納品書の提出等)**

- 第3条 乙は、物品を納入するときは、納品書を甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、物品を納入するときは、あらかじめ指定された場合を除き、一括して納入しなければならない。ただし、甲においてやむをえない理由があると認めるときは、分割して納入することができる。
- 3 乙は、いったん甲に納入した物品を、その承諾を得ないで持ち出すことができない。

**(検 査)**

- 第4条 甲は、前条第1項の規定により乙から納品書の提出があったときは、その日から起算して10日以内に甲の職員をして検査を行わせるものとする。この場合において、必要があるときは、甲が自らまたは第3者に委託して破壊もしくは分解または試験をして検査を行うことができる。
- 2 乙は、あらかじめ指定された日時及び場所において、前項の検査に立ち会わなければならない。
- 3 乙は、第1項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 4 第1項の検査に直接必要な費用及び検査のため変質変形または消耗き損した物品に係わる損失は、すべて乙の負担とする。
- 5 甲は、第1項の検査について、物品の総量の一部を検査することにより、全部の成績の適否を判定する方法によることができる。

**(手直しまたは引き換え)**

- 第5条 乙は、納入した物品の全部または一部が前条第1項の検査に合格しないときは、すみやかにその不合格となった物品を引き取ったうえ、手直しまたは引き換えにより、

仕様書等に適合した物品を納入しなければならない。

- 2 前項の場合において、甲は、1 回に限り、手直しまたは引き換えのための期間として相当日数を指定することがある。
- 3 乙は、第1項の規定により手直しまたは引き換えが完了したときは、その物品を納入場所において甲に納入するとともに、第3条第1項に定める納品書1通を甲に提出しなければならない。

#### **(手直し等に係る検査)**

第6条 甲は、前条第3項の規定により乙から納品書の提出があったときは、その日から起算して10日以内に検査を行うものとする。

- 2 第4条の規定は、前項の検査について準用する。

#### **(減価採用)**

第7条 甲は、第4条第1項または前条第1項の検査（以下「検査」と総称する。）に合格しなかった物品について、その種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）の程度が軽微であり、かつ、使用上支障がないと認めるときは、契約金額を減額して採用することがある。

- 2 前項の規定により減額する金額については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

#### **(所有権の移転、引き渡し及び危険負担)**

第8条 物品の所有権は、検査に合格したとき、または前条第2項の協議が成立したときに乙から甲に移転し、同時にその物品は甲に対し引き渡されたものとする。

- 2 前項の規定により所有権が移転する前に生じた物品についての損害は、すべて乙の負担とする。ただし、甲の故意または過失により生じた損害については、甲の負担とする。

#### **(契約不適合責任)**

第9条 甲は、納入された物品が契約不適合であるときは、乙に対し、物品の補修又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は、履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
  - (1) 履行の追完が不能であるとき。
  - (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (3) 物品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しな

ければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 乙が契約不適合の履行の追完に応じないときは、甲は、乙の負担でこれを修補することができる。なお、このために乙に損害が生じて、甲は、その賠償の責めを負わない。

#### **(納入期限の延長等)**

第10条 乙は、納入期限内に物品を納入することができない理由が生じたときは、すみやかにその理由、遅延日数等を詳記して甲に納入期限の延長を願い出なければならない。

第11条 前条の規定による願い出があった場合においてその理由が乙の責に帰することができないようであるときは、甲は、相当と認める日数の延長を認めるものとする。

第12条 第10条の規定による願い出があった場合において、その理由が乙の責に帰するものであるときは、甲は乙から遅延違約金を徴収して、相当と認める日数の遅延を認めることがある。

2 前項の遅延違約金は、納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、契約金額にこの契約の締結の日における国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣が定める率（以下「遅延利息の率」という。）で計算した額とする。

3 第3条第2項ただし書の規定により物品が分割して納入され、または物品の一部について検査に合格し、かつ、甲において分割して納入された部分若しくは検査に合格した部分のみによって使用することができるものと認めた場合において、第1項の規定により遅延違約金を徴収するときは、当該遅延違約金は、契約金額から納入部分または合格部分の金額を控除した金額を基礎として計算する。

4 第5条第2項の規定により手直しまたは引き換えの期間を指定した場合において、当該手直しまたは引き換えに係る物品が指定した期間経過後に納入されたものであるときは、当該物品に係る遅延違約金は、納入期限の翌日から計算する。

5 第7条の規定により減価採用した場合において、当該減価採用に係る物品が納入期限後に納入されたものであるときは、当該物品に係る遅延違約金は減価採用額を基礎として計算する。

6 前各項の遅延違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数を算入しない。

#### **(契約内容の変更等)**

第13条 甲は、必要があるときは、乙と協議のうえ、この契約の内容を変更し、または物品の納入を中止させることができる。

#### **(事情変更による契約内容の変更)**

第14条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく経済情勢の激変に

より契約内容が著しく不相当と認められるにいたったときは、その実情に応じ、甲または乙は、相手方と協議のうえ、契約金額、納入期限その他の契約内容を変更することができる。

**(契約金額の増減に伴う契約保証金の変更)**

第15条 前2条の規定により契約内容を変更する場合において、契約金額に増減を生ずるときは、その増減の割合に応じて契約保証金の額を変更するものとする。

2 前項の規定により契約保証金の額を変更したときは、甲は、その差額を納入させ、または返還する。

**(協議解除)**

第16条 甲は、業務が完了するまでの間は、第17条及び第17条の2の規定によるほか、必要があるときは、乙と協議の上、契約を解除することができる。

2 甲は前項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

**(甲の催告による解除権)**

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、納入期限を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 納入期限内に物品が納品しないとき、又は納入期限経過後相当の期間内に物品を納品する見込みがないと認められるとき。
- (3) 正当な理由なく、第9条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

**(甲の催告によらない解除権)**

第17条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約の物品を納品させることができないことが明らかであるとき。
- (2) 乙がこの契約の物品の納品の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の物品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

- (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者に契約代金債権を譲渡したとき。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。
- (8) 公正取引委員会が乙に対し、この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は同法7条の2（同法8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき、又は排除措置命令又は納付命令において、この契約に関して、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (9) この契約に関して、乙（乙が法人の場合については、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

#### **（契約解除の場合における既納物品の取り扱い）**

- 第18条 第17条又は前条の規定により契約が解除された場合において、すでに納入された物品（以下「既納物品」という。）があるときは、甲は必要と認める既納物品の全部または一部を、その所有とすることができる。
- 2 前項の規定により甲の所有とする既納物品の代価については、甲乙協議のうえ定めるものとする。
- 3 乙は、第1項の規定により甲の所有とした既納物品以外のものを、甲の指示する期間内に、乙の負担において引き取らなければならない。

#### **（賠償の予定）**

- 第19条 乙は、この契約に関して、第17条の2第8号又は第9号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の100分の30に相当する額を支払わなければならない。物品が完納した後も同様とする。ただし、第17条の2第9号のうち、乙の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合において、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

**(相 殺)**

第20条 甲は、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する保証金返還請求権、契約代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

**(代金の支払い)**

第21条 乙は、物品を完納（あらかじめ指定された期限に従い分割して納入した場合を含む。）し、かつ、甲の検査に合格した後または第7条第2項の協議が成立した後でなければ代金を請求することができない。

2 乙は、甲の定める手続きに従って、書面により代金を請求するものとする。

3 甲は、前項の請求があったときは、その日から起算して30日以内に、代金を支払わなければならない。

4 甲は、前項の期限内に代金を支払わないときは、乙に対し、支払期間の翌日から支払をした日までの日数に応じて、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した額を支払うものとする。

**(既納物品の代金の支払い)**

第22条 乙は、第18条第1項の規定により甲の所有とした既納物品の代金を、同条第3項に定める既納物品の引き取り後でなければ請求することができない。

2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の請求に基づき支払を行う場合について準用する。

**(契約保証金の返還等)**

第23条 甲は、乙の請求に基づき、契約保証金の全部または一部を代金の支払いの時に返還する。

2 前項の規定にかかわらず、第17条又は第17条の2の規定により契約が解除された場合において、返還すべき契約保証金があるときは、甲は、乙の請求に基づきその請求があった日から起算して30日以内に返還する。ただし、乙は第18条第3項に定める既納物品の引き取りの義務を履行しないときは、その履行が完了するまで契約保証金の返還を甲に請求することができない。

3 契約保証金に対しては、その受入期間につき利息を付さない。

**(契約保証金の納付が免除されている場合の特則)**

第24条 乙が契約保証金の納付を免除されている場合において、第17条又は第17条の2の規定により契約が解除されたときは、乙は、契約金額の100分の10に相当する額（第18条第1項の規定により既納物品の全部または一部を甲の所有とした場合にあっては、契約金額から既納物品の代価を控除した額の100分の10に相当する額）

を違約金として甲に納付しなければならない。

**(契約保証金の納付に代えて担保が提供されている場合の特則)**

第25条 第15条、第18条第4項及び第23条の規定は、契約保証金の納付に代えて担保が提供されている場合について準用する。この場合において、「契約保証金」とあるのは「契約保証金の納付に代えて提供された担保」と読み代えるものとする。

**(契約解除の場合における契約保証金の取り扱い)**

第26条 第17条又は第17条の2の規定により契約が解除されたときは、契約保証金は甲に帰属する。

2 第1項の規定により契約が解除された場合において、当該解除が納入期限後に行われたときは、甲は、納入期限の翌日から解除の日（願出に基づく場合は、その願出書受理の日）までの日数に応じ、契約金額に遅延利息の率を乗じて計算した金額を徴収するものとする。ただし、前項ただし書の規定に該当する場合は、これを徴収しないことがある。

**(権利の譲渡等)**

第27条 乙は、この契約から生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または継続させてはならない。

**(疑義の決定等)**

第28条 この契約書の各条若しくは仕様書等の解釈について疑義を生じたとき、またはこの契約書若しくは仕様書に定めのない事項については、多摩市契約事務規則によるものとし、同規則により難いときは、その都度甲乙両方で協議のうえ決定する。

上記契約の証として、甲と乙とは本書を2通作成しそれぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

**(総 則)**

第1条 この特約は、この特約が添付される契約と一体をなす。

**(用語の定義)**

第2条 この特約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところとする。

- (1) 甲 発注者である多摩市をいう。
- (2) 乙 多摩市との契約の相手方をいう。乙が共同企業体であるときは、その構成員全てを含む。
- (3) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定するもの
- (4) 暴力団員等 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (5) 反社会的勢力 暴力団、暴力団員等、暴力団関係企業、総会屋、社会運動又は政治活動を標榜して不法行為を行なう者又は団体、その他不当要求等の反社会的活動を行なう者又は団体
- (6) 不当要求行為等 次に掲げるものをいう。
  - ア. 暴力行為、脅迫行為又はこれらに類する行為
  - イ. 威圧的又は乱暴な言動により嫌悪感を与える行為
  - ウ. 正当な理由なく面会を強要する行為
  - エ. 正当な権利行使を仮装し、又は社会的常識を逸脱した手段により金銭又は権利を不当に要求する行為
  - オ. 前各号に掲げるもののほか、工事現場の秩序の維持、安全確保又は工事の実施に支障を生じさせる行為
- (7) 法人の役員若しくは使用人 個人事業主、法人の代表者及び法人の役員（役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与している者を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者及び直接雇用契約を締結している正社員

**(乙が暴力団員等であった場合の甲の解除権)**

第3条 甲は、乙が各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除する又は解除することができる。

- (1) 法人の役員若しくは使用人が暴力団員等であるとき、又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (2) 法人の役員若しくは使用人が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団員等に対して金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与え、又は便宜を供与するなど、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (3) 法人の役員若しくは使用人が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団等を利用するなどし

ていると認められるとき。

(4) 法人の役員若しくは使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるような関係を有していると認められるとき。

(5) 法人の役員若しくは使用人が、自ら契約する場合において、その相手方が前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら契約したと認められるとき。

2 乙が前項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かに係わらず、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の規定は、この契約の履行が完了した後も5年間適用する。

4 第1項に規定する場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、甲は乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者又は構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

#### **(反社会的勢力を排除するための連携)**

第4条 甲及び乙は、警察と連携し、この契約に関与又は介入しようとする反社会的勢力を排除するために必要な情報交換又は捜査協力等を行なうものとする。

#### **(不当要求行為等を受けた場合の措置)**

第5条 乙は、この契約の履行にあたり、以下の事項を遵守しなければならない。

(1) 本契約に関して、不当要求行為等を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、警察に届け出ること。

(2) 下請業者又は工事関係業者がある場合、不当要求行為等を受けたときは、毅然として拒否し、乙に速やかに報告するよう当該下請業者等を指導すること。下請業者等から報告を受けたときは、速やかに甲に報告するとともに、警察に届け出ること。

(3) この契約に関して乙の下請業者又は工事関係業者がある場合、乙は、下請契約等の締結に際して、第3条第1項及び第5条第1項により乙が遵守を求められていると同様の内容を規定しなければならない。

2 乙が前項の報告、届出等を怠ったときは、甲は状況に応じて契約解除、入札参加停止又は違約金の請求など必要な措置を講じることができる。下請業者又は工事関係業者が報告を怠った場合も同様とする。

3 第3条第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用する。